

もしもの時にプラスの安心を!

# 保障付き だいいしの住宅ローン

住宅ローンご契約時に  
多くのお客さまがご加入  
されています!



ローン返済期間中に

**死亡** または  
所定の  
**高度障害状態**  
に該当したら

医師の診断をもとに  
保険会社により  
**余命6カ月**以内  
と判断されたら  
(リビングニーズの保障)

ローン残高が

# 0円

になります

保障開始日▶ローン実行日  
(加入日)

**1 ガン** と診断されたら  
ローン残高が **0円** になります

※皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン、  
上皮内ガン(上皮内新生物)は保障対象外です。

ガンを原因とする  
**先進医療** の療養を受けたら、1回の療養につき **最大500万円**  
通算 **最大1,000万円** までお支払い  
最大 します

**上皮内ガン・皮膚ガン** と診断されたら  
一時金として **30万円** お支払い  
します

**2 脳卒中・急性心筋梗塞** により

I 就業不能状態が継続した場合  
**最長2か月間** 毎月のローン返済  
相当額を保障します

II 所定の状態が60日以上継続した場合  
ローン残高が **0円** になります

**3 3大疾病以外の  
すべての  
病気・ケガ** により

I 就業不能状態が継続した場合  
**最長12か月間** 毎月のローン返済  
相当額を保障します

II 就業不能状態が12か月を超えて継続した場合  
ローン残高が **0円** になります

※3大疾病とは:ガン・脳卒中・急性心筋梗塞  
※保険会社が認める病気やケガが対象となります。

**4 ご家族も保障**

**交通事故によるケガ** により

入院した場合  
入院1日につき **2,500円** お支払い  
します

●保険金、診断給付金のお支払いには制限条件があります。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要  
および注意喚起情報を必ずご確認ください。



**3 3大疾病以外の  
すべての  
病気・ケガ** により

I 就業不能状態が継続した場合  
**最長12か月間** 毎月のローン返済相当額  
を保障します

II 就業不能状態が12か月を超えて継続した場合  
ローン残高が **0円** になります

※3大疾病とは:ガン・脳卒中・急性心筋梗塞  
※保険会社が認める病気やケガが対象となります。

**ここがPOINT!**

3大疾病の保障とあわせて  
ほとんどすべての病気・ケガ  
を保障します。

重度慢性疾患の患者数は年々増えています。

◆総患者数推移

糖尿病	平成8年: 2,175千人	平成26年: 3,166千人
高血圧性疾患	平成8年: 7,492千人	平成26年: 10,108千人

厚生労働省「平成8年、26年 患者調査」

※1...就業不能状態とは:入院、医師の指示による自宅療養などにより、被保険者本人の  
経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態。

※2...保険金が支払われた就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の原因  
によりふたたび就業不能状態となったときは、前回から継続した同一の就業不能状態として  
取り扱います。

※3...債務繰上返済支援保険金:1回の就業不能状態が、12か月間連続していない場合でも、同一の  
原因で就業不能状態を繰り返した場合、お支払対象となることがあります。

3大疾病以外のすべての病気・ケガの保障 引受保険会社:カーディフ損害保険株式会社

**4 ご家族も保障**

**交通事故によるケガ** により

入院した場合  
入院1日につき **2,500円** お支払い  
します

**ここがPOINT!**  
入院1日目から  
お支払いします。

●ローン債務者ご本人およびご家族が、交通事故によるケガで、事故の発生日からその日を含めて180日以内に「入院」した場合に、入院1日あたり2,500円(180日限度)をお支払いします。

▶ご注意/保障の対象となるのは、①乗り物に乗っている時のケガ ②乗り物と接触したときのケガ ③駅の改札口の内側での転倒などによるケガ ④道路での工作用自動車との接触や工作用自動車の衝突、爆発等の事故によるケガ ⑤乗り物の火災によるケガで、いずれも、「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガである場合に限りです。

家族の交通傷害の保障 引受保険会社:カーディフ損害保険株式会社

■この資料は、第四銀行の保障付き住宅ローンをご検討されるお客さまのために、保障内容の概略を抜粋して説明したものです。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報で、保障内容の詳細をご確認ください。 ■お客さまの告知の内容等により保険会社にご加入をお断りする場合があります。 ■ご契約予定の住宅ローンが成立しなかった場合は、保障の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。 ■保障付き住宅ローンのご利用条件等については、第四銀行まで直接お問い合わせください。

疾病保障付き住宅ローンに関するご相談・お問い合わせは

だいしコールセンターまで ☎ **0120-86-4464** 受付時間/9:00~20:00  
(ただし銀行休業日を除きます)  
一部のIP電話などフリーダイヤルをご利用いただけない場合 025-226-6595(通話料有料)

ご相談窓口

BNP PARIBAS CARDIF  
カーディフ生命保険株式会社

カーディフ損害保険株式会社 **0120-823-270**  
カスタマーサービスセンター  
受付時間 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

BNP PARIBAS CARDIF  
カーディフ損害保険株式会社

※カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づき、カーディフ生命保険株式会社の業務を受託しています。

The insurer for a changing world

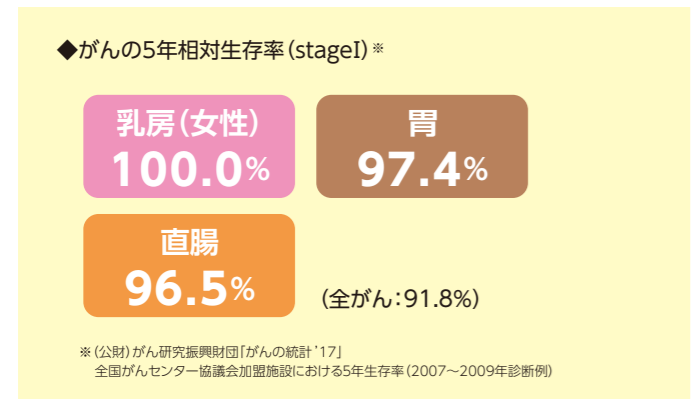
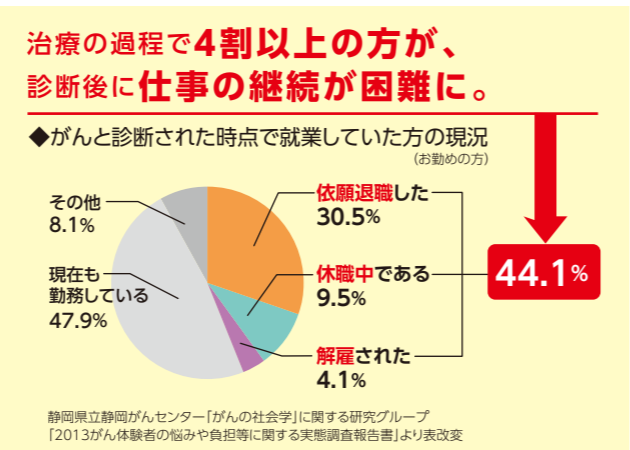
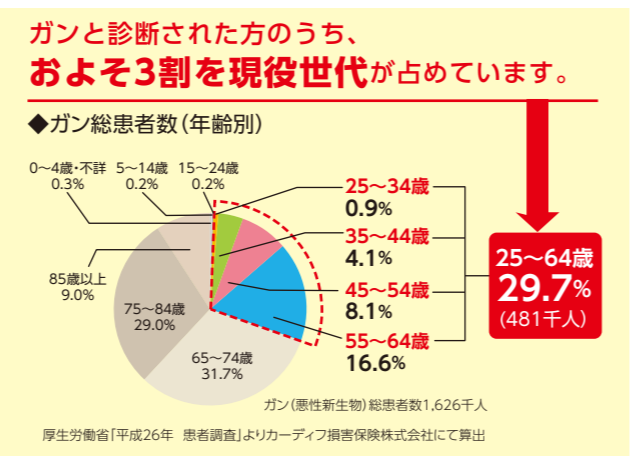
# 1 ガンと診断されたらローン残高が0円になります

**ローン残高が0円に**

ローン実行日 ▲ ガン診断確定

**ここがPOINT!**  
ガンが治った後もローンは0円のままです!

**ここがPOINT!**  
医学の進歩により、早期発見でガンは治せる時代に!



●生まれて初めてガン(悪性新生物)にかかり、医師により診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額をお支払いします。

▷**ご注意** / 1. 保障開始日はローン実行日(加入日)から90日を経過した日の翌日となります。保障開始日前に罹患したガンは、医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。

2. 「上皮内ガン(上皮内新生物)\*」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、保障の対象となりません。

\*「上皮内ガン(上皮内新生物)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

# 2 上皮内ガン・皮膚ガンと診断されたら一時金として30万円お支払いします

**ここがPOINT!**  
治療の負担の少ない上皮内ガンもサポートします!

◆ガン(悪性新生物)と上皮内ガン(上皮内新生物)の違い

【イメージ図】子宮頸部ガン

上皮 腫瘍細胞

基底膜

間質

【上皮内新生物】  
上皮内にとどまり、基底膜を越えて浸潤していない

【悪性新生物】  
基底膜を越えて浸潤

●上皮内ガン(上皮内新生物)または生まれて初めて皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)にかかり、医師により診断確定された場合、保険期間を通じて1回のみ30万円をお支払いします。

▷**ご注意** / 保障開始日はローン実行日(加入日)から90日を経過した日の翌日となります。保障開始日前に罹患した上皮内ガン・皮膚ガンは、医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。

# 3 ガンを原因とする先進医療の療養を受けたら、1回の療養につき最大500万円までお支払いします。通算最大1,000万円

**ここがPOINT!**  
高額で負担が大きい先進医療治療費を保障します!

ガン先進医療技術料 通算最大1,000万円  
(1回の療養につき最大500万円まで)

ローン実行日 ▲ ガン診断確定

ローン残高 1年間

◆ガン先進医療の実例

技術名	1件あたりの先進医療費用
陽子線治療	2,765,086円
重粒子線治療	3,149,172円
ペムトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法(肺がん)	1,009,089円
樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	668,571円

厚生労働省 中央社会保険医療協議会 総会(第384回)  
「先進医療会議からの報告について」(平成29年度実績報告より)  
※最新の先進医療の技術やその適応症等については厚生労働省ホームページをご確認ください。

●生まれて初めてガン(悪性新生物)にかかり、医師により診断確定されたガンを直接の原因として先進医療による療養を受けた場合、または先進医療による療養で生まれて初めて医師によりガンと診断確定された場合、先進医療に係る技術料を保障します。(1回の療養につき500万円、通算最大1,000万円を限度とします) ▷**ご注意** / 1. 保障開始日はローン実行日(加入日)から90日を経過した日の翌日となります。保障開始日前に罹患したガンは、医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。 2. 先進医療とは、療養を受けられた日時時点で厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関に適合\*する療養をいいます。

\*医療技術や実施機関等については変更されることがあります。療養を受けた日時時点で該当しない場合は、保障の対象となりません。

# 2 脳卒中・急性心筋梗塞により就業不能状態が継続した場合

就業不能状態が継続した場合  
最長2ヵ月間 毎月のローン返済相当額を保障します

II 所定の状態が60日以上継続した場合  
ローン残高が0円になります

**ここがPOINT!**  
突然働けなくなったら…まずは月々のローン返済額を保障します。

**ここがPOINT!**  
診断給付金のお支払い後は、完治した後もローンは0円のままです。

ローン実行日 ▲ 脳卒中・急性心筋梗塞により就業不能状態に

I 月々のローン返済が0円に  
II 所定の状態が60日以上継続した場合、ローン残高が0円に

ローン残高 最長2ヵ月間

◆主な死因別死亡数の割合

●I / 脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)・急性心筋梗塞により就業不能状態\*1が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2ヵ月間毎月のローン返済相当額を保障します。ローン期間を通算して最大36ヵ月分を限度としてお支払いします。

●II / 脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)・急性心筋梗塞で所定の状態\*2が60日以上継続した場合、診断給付金としてローン残高相当額をお支払いします。

▷**ご注意** / 保障開始日はローン実行日(加入日)から3ヵ月を経過した日の翌日となります。ローン実行日(加入日)前の発病および保障開始日前に発生した就業不能状態\*1についてはIの保障の対象となりません。保障開始日前に発病した脳卒中・急性心筋梗塞についてはIIの保障の対象となりません。

厚生労働省「平成28年人口動態統計(確定数)の概況」参照  
※図表の3大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)は、弊社が保障対象としている疾病と全く同一ではありません

\*1…就業不能状態とは、入院、医師の指示による自宅療養などにより、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態。  
\*2…所定の状態とは、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)では言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合。急性心筋梗塞では労働制限を必要とする状態が継続した場合。

●保険金、診断給付金のお支払いには制限条件があります。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。